

---

第4回 江府町議会定例会会議録（第3日）

平成26年6月16日（月曜日）

---

議事日程

平成26年6月16日 午前10時開議

- 日程第1 議案第63号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第64号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第65号 江府町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 江府町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第67号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第68号 平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第69号 平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第70号 平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第71号 平成26年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第72号 平成26年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第73号 平成26年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第74号 平成26年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第75号 平成26年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 委員長報告（陳情処理報告）  
（陳情第2号）地方財政の充実・強化を求める陳情

（総務経済常任委員会）

(陳情第3号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

(総務経済常任委員会)

(陳情第8号) 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める陳情

(総務経済常任委員会)

(陳情第1号) 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める陳情書

(総務経済常任委員会)

(陳情第4号) 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について

(教育民生常任委員会)

(陳情第5号) ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第6号) さらなる年金削減の中止を求める陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第7号) 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第9号) 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第10号) 少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

(教育民生常任委員会)

日程第15 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第16 発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書提出について

日程第17 発議第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について

日程第18 発議第7号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出について

日程第19 発議第8号 少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出について

日程第20 発議第9号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について

日程第21 議員派遣の件について

日程第22 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

---

出席議員（9名）

1番 三好晋也	2番 竹茂幹根	3番 三輪英男
4番 川上富夫	5番 上原二郎	6番 越峠恵美子
7番 長岡邦一	8番 田中幹啓	9番 川端雄勇

---

欠席議員（1名）

10番 森田 智

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 加藤 泉

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	竹内敏朗	副町長 —————	白石祐治
教育長 —————	加藤泰巨	総務課長 —————	瀬島明正
総務課長参事 —————	奥田慎也	企画財政課長 —————	池田健一
住民課長 —————	山川浩市	福祉保健課長 —————	川上良文
農林課長 —————	下垣吉正	奥大山まちづくり推進課長	矢下慎二
奥大山スキー場管理課長	川上 豊	建設課長 —————	梅林茂樹
会計管理者 —————	森田哲也	教育振興課長 —————	篠田寛子
社会教育課長 —————	石原由美子		

午前10時00分開議

○議長（川上 富夫君） 皆さん、おはようございます。本日の欠席通告は森田智議員の1名ですが、定足数に達しています。

ただいまより平成26年第4回江府町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

これから、議案等に対する質疑を行います。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。

よって、一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は、一議案ごとに処理進行いたします。

---

日程第1 議案第63号 から 日程第13 議案第75号

○議長（川上 富夫君） 日程第1、議案第63号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）から、日程第13、議案第75号、平成26年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上13議案を一括議題とします。

これから議案等に対する質疑を行います。

日程第1、議案第63号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第63号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第63号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第2、議案第64号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例)。

議案第64号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(川上 富夫君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第64号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第3、議案第65号、江府町税条例の一部改正について。

議案第65号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(川上 富夫君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第66号、江府町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

議案第66号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第67号、町道路線の認定について。

議案第67号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第68号、平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）。

議案第68号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第68号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第69号、平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

議案第69号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第69号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第70号、平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）。

議案第70号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第70号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第71号、平成26年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

議案第71号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第71号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第72号、平成26年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第72号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第72号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第73号、平成26年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第73号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。



採決を行います。

議案第73号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案74号、平成26年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第74号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第74号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案75号、平成26年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第75号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第75号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

---

#### 日程第14 委員長報告（陳情書審査報告）

○議長（川上 富夫君） 続きまして、日程第14、会期中・閉会中に審査を付託した陳情等の委員会の審査報告を求めます。

会期中・閉会中の審査に係る報告、総務経済常任委員会委員長、越峠恵美子議員。

○総務経済常任委員会委員長（越峠 恵美子君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 越峠議員。

○総務経済常任委員会委員長（越峠 恵美子君）

---

#### 陳情書等の審査報告

##### 審査の結果

##### 1、採択とすべきもの

（1）件 名 （陳情第2号）地方財政の充実・強化を求める陳情

（2）理 由 被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大している。

よって、地方財政の充実・強化は必要であると考えため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

総務経済常任委員会委員長 越峠恵美子

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

---

#### 陳情書等の審査報告

##### 審査の結果

##### 1、趣旨採択とすべきもの

（1）件 名 （陳情第3号）「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

（2）理 由 趣旨には賛成である。しかし、日本の現状をみると、社会保険料の負担の引き下げ等、町議会から持ち上げるのは難しいと考えるため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

総務経済常任委員会委員長 越峠恵美子

江府町議会議長 川上富夫様

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、不採択とすべきもの

- (1) 件名 (陳情第8号) 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める陳情
- (2) 理由 現政権は従軍慰安婦の強制連行のお詫びの趣旨である河野談話の見直しはしないと宣言している。検証はするという事で進んでいる。日韓友好は異論のないところであるが、国交正常化の段階で戦後補償は一切放棄するという事を尊重して、不採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

総務経済常任委員会委員長 越峠恵美子

江府町議会議長 川上富夫様

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、継続審査とすべきもの

- (1) 件名 (陳情第1号) 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める陳情書
- (2) 理由 「特定秘密の保護に関する法律」は、現在国会で審議されている。町村議会が早速に結論を出すのは早すぎるので、国会の状況を踏まえて審議するため継続審査とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

総務経済常任委員会委員長 越峠恵美子

江府町議会議長 川上富夫様

---

以上です。

○議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

先ず、（陳情第2号）地方財政の充実・強化を求める陳情について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第3号）「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第8号）日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める陳情について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第1号）「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める陳情書について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

引き続き、閉会中の継続審査をお願いします。

続きまして、会期中の審査に係る報告、教育民生常任委員会委員長、田中幹啓議員。

○教育民生常任委員会委員長（田中 幹啓君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 田中議員。

○教育民生常任委員会委員長（田中 幹啓君）

---

#### 陳情書等の審査報告

##### 審査の結果

##### 1、採択とすべきもの

（1）件 名 （陳情第4号）「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について

（2）理 由 聴覚障害者であるろう者にとって手話が言語であり、法律で定めることによって障害者の基本的人権が守られると考えるため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

教育民生常任委員会委員長 田中 幹啓

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第5号) ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情

(2) 理 由 国の責任が明記された肝炎患者の医療費を助成する具体的 制度を制定し、国が責任を持って患者の救済をする必要があると考えるため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

教育民生常任委員会委員長 田中 幹啓

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第6号) さらに年金削減の中止を求める陳情

(2) 理 由 年金を削減することは、高齢者にとって大きな影響があり、安易に削減することは問題がある。一方、若者にとっては、年金が将来にわたり安定して運営されることが重要であると考えため。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

教育民生常任委員会委員長 田中 幹啓

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第7号) 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

- (2) 理由 高齢者にとって医療・介護は、老後の生活を支える重要な問題であり、制度改正にあたっては高齢者の不安を招かないよう十分議論する必要があると考える為

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

教育民生常任委員会委員長 田中 幹啓

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

---

#### 陳情書等の審査報告

##### 審査の結果

##### 1、採択とすべきもの

- (1) 件名 (陳情第9号) 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情

- (2) 理由 国の将来にとって教育は極めて重要な問題である。  
所得格差が進み、また、地方自治体の格差が進む中、義務教育に対して国が責任を持って役割を果たすべきであると考えため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

教育民生常任委員会委員長 田中 幹啓

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

---

#### 陳情書等の審査報告

##### 審査の結果

##### 1、採択とすべきもの

- (1) 件名 (陳情第10号) 少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

- (2) 理由 江府町においては、30人以下学級を町の予算で実施しており、早急に国の政策として財源保障すべきであると考えため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年6月16日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

---

以上です。

○議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、（陳情第4号）、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第5号）ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第6号）さらなる年金削減の中止を求める陳情について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。



討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第7号）「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第9号）義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（陳情第10号）少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る

意見書採択を求める陳情書について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論を終結します。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 日程第15 発議第4号

○議長（川上 富夫君） 日程第15、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出について、提出者の説明を求めます。

○議員（6番 越峠 恵美子君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 6番、越峠恵美子議員。

○議員（6番 越峠 恵美子君）

---

#### 発議第4号

平成26年6月16日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

提出者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 三 好 晋 也

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 長 岡 邦 一

#### 地方財政の充実・強化を求める陳情の意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第2号地方財政の充実・強化を求める陳情を採択したことにより意見書提出を行うため

(意見書提出先) 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)

---

### 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求めます。

#### 記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
5. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な

税であるため、現行制度を堅持すること。

6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

---

以上です。

○議長（川上 富夫君） 以上提出者の説明が終了しました。

これから、発議第4号について、質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第4号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

日程第16 発議第5号 から 日程第19 発議第8号

○議長（川上 富夫君） 続きまして日程第16、発議第5号、手話言語法の制定を求める意見書

提出についてから日程第19、発議第8号、少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出についてまで、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議員（8番、田中 幹啓君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 田中幹啓議員。

○議員（8番、田中幹啓君） 過去には全部読まない委員長さんもおられました、委員会で全部読めということですので、うまく読めるかどうか分かりませんが、少しお付き合いいただきますようお願いいたします。

---

発議第5号

平成26年6月16日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

提出者 江府町議会議員 田 中 幹 啓

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

賛成者 江府町議会議員 上 原 二 郎

「手話言語法」制定を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第4号「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について  
を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

---

手話言語法の制定を求める意見書（案）

手話は、音声ではなく、手や指、身体などの動きや表情を使い、独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

しかしながら、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるなど、ろう者の尊厳が著しく傷つけられてきた長い歴史がある。わが国では、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることは明確に位置づけられているものの、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施

策も含めた個別法が必要である。

鳥取県では昨年10月に手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項等を定めた手話言語条例を制定したところである。これが契機となって、他の自治体でも同様の条例制定に向けた取り組みが進みつつあるが、このような取り組みを着実に根付かせるためには、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語法を制定することが必要である。

よって、国におかれては手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら、手話言語法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

発議第6号

平成26年6月16日

江府町議会議長 川上富夫様

提出者 江府町議会議員 田中幹啓

賛成者 江府町議会議員 三輪英男

賛成者 江府町議会議員 上原二郎

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第5号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情」を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

わが国におけるウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎患者・感染者は全国350万人以上いると推定されている。それは主に輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における感染と言われてお

り、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに進行する重大な病気である。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化し、就労困難な状態にある肝硬変、肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額の医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変、肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることが出来ない状況にあり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済することを国の責任と定めたが、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国におかれては、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

発議第7号

平成26年6月16日

江府町議会議長 川上富夫様

提出者 江府町議会議員 田中幹啓

賛成者 江府町議会議員 三輪英男

賛成者 江府町議会議員 上原二郎

義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための

2015年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第9号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

---

義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための

2015年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。しかし、格差社会の進行により、貧困にあえぐ家庭が増加し、虐待・不登校・中途退学・進学断念といった深刻な影響を子どもたちに及ぼしています。このことは、憲法第26条にふれる大問題です。十分に教育を受けられなかったため、就労において不安定雇用・低賃金労働を強いられやすく、貧困と格差が世代間に引き継がれる状況があります。

しかしながら、義務教育費の国庫負担割合が3分の1に縮小されたこと、地方交付税の削減経済不況による財政状況の悪化などから、自治体における教育予算確保は困難さを増しています。こうした中、非正規教職員も増えています。教育条件の自治体間格差の是正は急務であり、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出します。

平成26年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

---

発議第8号

平成26年6月16日

江府町議会議長 川上富夫様

提出者 江府町議会議員 田中幹啓

賛成者 江府町議会議員 三輪英男



少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る  
意見書採択を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第10号、少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書を採択したことにより意見書提出を行うため  
（意見書提出先） 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

---

少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る  
意見書採択を求める意見書（案）

国において、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が本年度は予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べ、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1学級の学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ、不登校など生徒指導の課題等もあります。こうした諸課題の解決や子どもの学ぶ意欲・主体的な取組みを引き出す教育を行うには、少人数学級の推進が必要です。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。そして鳥取県をはじめ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現われであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。

少人数学級は、国における法改正や予算措置によって実施すべきものであり、2015年度政府予算編成において、すべての都道府県で35人以下学級が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出します。

記

OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を視野に全学年で35

人以下学級とすること。

平成26年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

以上です。

○議長（川上 富夫君） 以上提出者の説明が終了しました。

これから、発議等に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、一件ごとに処理進行いたします。

日程第16、発議第5号、「手話言語法」制定を求める意見書提出について、質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第17、発議第6号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について、質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第6号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第18、発議第7号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度

政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出について、質疑を行います。

○議員（５番、上原二郎君） 議長。

○議長（川上 富夫君） はい。上原議員。

○議員（５番、上原二郎君） 意見書ですが、下の方の下記事項が実現されるよう意見書を提出しますとありますが、下記事項がごっそり抜けていますので、「教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること」という文言を追加し、訂正をお願いします。

○議長（川上 富夫君） 分かりました。不足してるということですが、今のご意見を認めて採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第１９、発議第８号、少人数学級の推進をはかるための２０１５年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出について、質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第８号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

#### 日程第２０ 発議第９号

○議長（川上 富夫君） 続きまして日程第２０、発議第９号、参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議員（５番、上原 二郎君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 上原二郎議員。

発議第 9 号

平成26年6月16日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

提出者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 田 中 幹 啓

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について

江府町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 1票の格差を是正することは喫緊の課題であるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の優位性が失われかねない。そのため地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対する。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっている。

その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、全国区と地方区に分けられ、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成25年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成28年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会の下に各党派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たり

の人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」という案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々江府町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

平成26年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

---

以上です。

○議長（川上 富夫君） 以上提出者の説明が終了しました。

これから、発議第9号に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

## 日程第21 議員派遣の件について

○議長（川上 富夫君） 続きまして、議長発議として日程第21、議員派遣の件についてをおはかりいたします。

江府町議会会議規則第119条第1項に係る議員派遣5件について、お手元に配布のとおり行いたいですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） よって、5件の議員派遣を行うことに決しました。

---

日程第22 閉会中の継続調査について

○議長（川上 富夫君） 日程第22、閉会中継続調査についてをお諮りいたします。

議会運営委員会から議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営に関する事項につき、閉会中継続調査申し出があり、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに決しました。

---

○議長（川上 富夫君） お諮りいたします。本定例会の会期に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会とすることに決定いたします。

以上をもって平成26年第4回江府町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦勞様でした。

午前11時05分閉会

---